

甲南大学派遣留学プログラム誓約書・同意書【控】

甲南大学長 殿

私は、甲南大学外国留学規程に則った留学プログラム（以下、留学プログラムという）に出願し、参加するにあたり、次の事項を遵守することを誓約します。なお、誓約事項に反した場合は、甲南大学派遣留学生の資格を取消されたり、甲南大学のサポートを受けられないことになったりしても異議を申し立てません。

1. 留学とは派遣先大学の運営するプログラムに参加することであることを十分理解し、プログラム参加中に問題等が起こった場合は自らの責任で派遣先大学の担当窓口相談し、対処すること。
2. 別紙『新型コロナウイルス感染症流行中の留学における注意事項』を熟読のうえ了解すること。
3. 留学にかかる経費を渡航前に準備する必要があり、留学プログラムへの参加について、事前に保証人等の経済的負担者の了解を得たうえで出願すること。留学にかかる所定の費用（定められた本学の学費、派遣留学先大学の授業料等）を定められた期日までに支払うこと。費用の支払に遅延がある場合、留学終了後の単位認定に支障が生じる場合があることを了解すること。
4. 心身共に留学に耐えうる健康状態であること。傷病（精神疾患含む）やその他の理由により、留学継続に耐えうる状態でないことが判断された場合は、大学の判断に従い速やかに日本へ帰国すること。
5. 外国留学派遣候補者として選抜されることは、派遣先大学への留学候補者として推薦されることであり、派遣先大学での受入を保証するものではないことを了解すること。また、派遣先大学の事情によっては、受入が許可されない場合もあることを了解すること。
6. 外国留学の趣旨を十分理解し、派遣先大学にて学業に精励すること。参加する留学プログラムの定める講座・授業をすべて履修すること。授業や成績については派遣先大学の規則に従うこと。派遣先大学で取得した成績情報、生活面の情報などの個人情報を留学プログラムの運営のために、または学生の安全を守るために本学が派遣先大学から提供を受けること、またそれを保有すること。また、学業成績が派遣先大学の基準を下回る場合に途中帰国の措置をとることがある。その場合には措置を受入れ従うこと。
7. 留学に必要な諸手続き（派遣先大学に提出する各種書類の作成、パスポートおよびビザの取得、本学における履修登録手続、単位換算手続、留学費用の支払い手続き、保険加入等）は事前に十分確認し、自らの責任において行うこと。
8. 留学に際して出国から帰国までの全期間、本学が指定する海外旅行保険及び危機管理サービスに加入すること。海外旅行保険に加入した場合であっても、派遣先大学から保険に加入することを求められた場合は、双方の保険に加入すること。また、保険は、加入者と保険会社間の契約であり、保険金請求を含むすべての手続きは、自己の責任において対処すること。
9. 留学プログラムに参加するにあたり本学に提出した個人情報及び成績等本学が保有する個人情報情報を本学が留学プログラムの実施（事故対応、保証人との連絡等を含む）に必要な範囲で利用すること。また、上記の個人情報情報を同一目的の範囲で、留学先の大学、株式会社甲南学園サービスセンターその他第三者に提供すること。

10. 留学プログラムまたは本学で定める滞在方法に従い無断で変更をしないこと。留学に伴う渡航期間中は、派遣先大学が管理・指定する施設・サービスを利用することになり、トラブル等が発生した場合には自ら派遣先大学の担当窓口相談し、対処すること。また、必要に応じてその状況報告を本学にすること。
11. 留学に伴う渡航期間中は、滞在国の法令、派遣先大学の学則および本学の諸規則を遵守するとともに、派遣先大学の指導教員、担当者等の指示に従い、滞在国の公序良俗にも反することのないように注意すること。
12. 本学の学生として良識のある行動を心掛け、本人の自覚と責任において行動すること。また、留学に伴う渡航期間中に災害・暴動・テロ・事故・疾病・犯罪などによる損害について、本学に一切責任を問わないこと。
13. 派遣先大学が所在する国や地域の治安の悪化、疫病、自然災害その他学生の安全が保障されない事情が生じた場合、留学の中止、延期その他学生の安全を確保するための諸決定を行うことがあるので、こうした事態が生じ得ることを理解し、本学の諸決定に速やかに応じること。
14. 自己都合、大学の諸決定および現地政府または日本国政府の勧告・命令等により留学を中止または延期した場合、支払い済みの留学費用*の取扱いは支払い先が定めるキャンセルポリシーに従い、留学費用の返金は一切応じられないときがあること。また、キャンセル料が発生したときは、学生本人が負担すること。さらに、本学が留学の中止・延期等を決定した場合であっても、各自で手続きのうえ支払い先に直接支払った留学費用および各自で追加して支払う必要がある留学費用について、本学に補償を求めないこと。
*留学費用…授業料、教材費、滞在費、ビザ申請費用、航空運賃、海外旅行保険料、危機管理サービス使用料、諸手続き費用、雑費等。
15. 留学の中止・延期等により協定校から成績が付与されず、予定していた単位を取得できない、帰国する学期の本学授業の履修もできない可能性があることに留意すること。
16. 留学での単位取得が計画通りにできなかったために、卒業が遅れたり卒業できなくなったりしても、本学に一切責任を問わないこと。
17. 留学に伴う渡航期間中は、本学国際交流センターへ現地到着の報告、適宜近況報告等を行うこと。また、留学期間終了後は1か月以内に速やかに帰国し、国際交流センターが指定する期間内に留学報告書を国際交流センターへ提出すること。
18. 留学期間終了後は、必ず帰国し、本学に帰学すること。
19. （ダブルディグリープログラムの留学生のみ）ダブルディグリープログラムは、協定校や本学での卒業や学位取得を保証するものではないこと、および、本学入学年度からの通算で4年を超える在学が必要となることに留意すること。

学部・学科 _____ 学籍番号 _____

学生氏名 _____ 印 _____ 押印日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

保証人は、上記に同意し、学生本人に上記誓約事項を遵守させることを保証します。

保証人氏名 _____ 印 _____ 押印日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※ 必ず保証人の方ご自身が自署してください。代筆が判明した場合、本書面は無効となります。

甲南大学の外国留学について

「人格の修養と健康の増進を重んじ、個性を尊重して各人の天賦の特性を啓発する人物教育の優先」、「世界に通用する人物たれ」という学園創立者・平生夙三郎の建学の理念のもと、甲南大学の教育目標は、世界のどこにあっても、人々と共に生き生きと働くことが出来る自立した人物を育成することです。この教育目標を達成すべく、甲南大学では海外への留学を志す学生をサポートしています。しかしながら、言葉や文化、生活環境が異なる海外で暮らす「留学」は決して簡単なものではありません。日本とは違う環境で、心身のストレスをうけることとなりますので、何よりもそれに立ち向かうだけの気力・体力が必要です。また、留学では資金面においても、甲南大学で過ごすよりも多くの経費がかかることとなりますので、万全の準備が必要です。そのため、留学の実現には学生本人の努力に加え、ご家族のご理解・ご支援が欠かせません。留学にあたり、以下に記載する甲南大学留学制度や心得を充分理解いただき、留学を通じて学生が自立した人物となれるようにご協力いただきますようお願いいたします。

① 甲南大学の外国留学制度について

甲南大学の外国留学とは、外国留学規程による留学制度をいいます。留学している期間は在学期間に含まれます。留学先大学で修得した授業科目の単位数および成績は、甲南大学の単位への換算を申請することができます。外国留学の長期留学には大きく分けて、甲南大学と直接協定を結ぶ海外の大学等へ留学する「協定校留学」と、個人での留学となる「認定校留学」があります。

●協定校留学

交換留学：甲南大学が学生交換協定を締結している大学に留学し、専門教育科目を履修する制度です（ただし、語学力により、専門教育科目の履修に制限や条件のある場合があります）。留学中は、留学先大学において、指定する滞在方法に従い、原則として現地の大学生と同様に施設・サービスを利用し、留学生活を送ります。

派遣留学：ニューヨーク州立大学バッファロー校との協定に基づく派遣留学制度です。交換留学と同じく、主に現地の学生とともに専門教育科目を受講します。留学期間、出願時に必要となる語学基準は交換留学と同じで、留学先の授業料は免除されます。（甲南学園が負担）

奨励留学：甲南大学が協定を締結している大学または大学附属の語学学校が提供しているプログラムに参加する留学制度です。インターンシップを提供するプログラムもあります。滞在方法は現地大学が管理する寮、または大学附属の語学学校が認定するエージェントを通じてアパートやホームステイ先を手配し、滞在します。

語学プラス交換留学：奨励留学と交換留学を組み合わせた留学制度です。前半は奨励留学生として英語プログラムに参加し、後半は交換留学生として専門教育科目を履修します。ホームステイや寮など指定された方法での滞在となります。

ダブルディグリープログラム：米国ウイバー州立大学に2年間留学し、所定のプログラムを修了して卒業要件を満たせば、最短4年半で同大学と本学の両方で学士の学位を取得できる制度です。現在は経済学部のみ（2020年度以降入学生対象）で実施しています。

●認定校留学（JSAFプログラム）

JSAFを介しての個人留学で、SAP：学部留学（学部授業から開始/語学研修から開始）、FLAP+：学部授業同時履修語学留学、FLAP：語学留学があります。

SAP：JSAF協定大学で学部授業を履修します。

①学部授業履修プログラム ②語学研修+学部授業履修プログラムがあります。

FLAP+：JSAF協定大学附属語学研修機関への語学留学プログラムをベースに2学期目に学部授業を同時履修するプログラムです。

FLAP：JSAF協定大学の附属語学研修機関への語学留学プログラムです。

●学部等認定校留学

個人で申し込んだ留学プログラムも所定の手続きを経れば、学部等認定校留学として認定されます。

留学中は、留学先大学または大学附属の語学学校の規則・ルールに従い留学生活を送ることとなりますので、トラブル・問題が起こった場合、まずは現地大学・語学学校の国際交流担当窓口の方や関係部署の方に相談することとなります。その他、履修登録や様々な手続き等は留学先の国の言語で行わなければなりませんので、そのための最低限の語学力が必須です。

②留学にかかる費用について

留学には授業料や滞在費以外にもさまざまな費用がかかりますので、それらを想定した十分な資金が準備できることを確認してください。留学先によっては、留学前の査証申請時に留学資金が準備できることを証明する必要があります。

留学にかかる費用は下記の通りです。甲南大学の施設設備費・設備充実費・教育充実費などは通常通り納付し、減免の対象にはなりません。学費は、学部・学年により異なるので、甲南大学のホームページ等で各自確認してください。なお、下記に明記された費用以外にもビザや必要書類等の申請にかかる費用なども必要となりますので、ご注意ください。

	甲南大学の学費		派遣留学先大学		その他
	授業料	施設設備費・設備充実費・教育充実費	授業料	施設使用料等	
交換留学	半期・1年	通常通り納付	免除	納付注4	滞在費・海外保険料・航空券代金・生活費等注3
派遣留学	半期・1年	通常通り納付	免除注1		
奨励留学	半期	7.5万円に減免注2	納付注3		
	1年	15万円に減免注2	納付注3		
語学プラス交換留学	前半	7.5万円に減免注2	納付注3		
	後半	通常通り納付	免除		
認定校留学	半期	7.5万円に減免注2	納付注3		
	1年	15万円に減免注2	納付注3		

注1：留学先の授業料は免除されます（甲南学園が負担）。

注2：「高等教育の修学支援新制度」の支援対象区分によって授業料減免額が異なる場合があります。支援対象者は必ず学生部に申し出てください。大学院生の留学は国際交流センターに別途ご相談ください。

注3：長期留学ガイドブックを参照してください。

注4：派遣留学先大学によっては請求されない場合もあります。

※ダブルディグリープログラムの本大学への学費や留学先大学への授業料については、「甲南大学ダブルディグリープログラムガイドブック」に記載しています。詳細は経済学部ホームページにてご確認ください。